

南島原市入札監視委員会

提 言 書

令和 7 年 3 月

1. はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の趣旨を踏まえ、南島原市の第三者機関として平成 27 年 10 月に設置された。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、新しい時代に向けより良い入札等の制度改革が求められている。

南島原市においては、平成 27 年度から本格的な入札制度改革に取り組み、入札監視委員会の設立や制限付一般競争入札の本格的実施など、様々な改革を段階的に行ってきた。

本委員会はこれらの取り組みを注視し、委員会が抽出した案件に対する市からの報告を受け、入札契約手続きに関する事項について審議を行ってきた。

審議状況については、今期 2 年間で 6 回の委員会を開催し、建設工事等の審議対象入札案件 510 件のうち、27 件を個別に抽出し審議を行ったが、このたび第五期委員会の任期満了の節目を迎えるにあたって、審議過程においてどのような議論を行ってきたのかを、以下のとおりとりまとめた。

今後も、南島原市の入札・契約制度がさらに改善されることを期待して、ここに提言する。

2. 南島原市入札監視委員会委員名簿

[任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日]

(敬称略)

区 分	氏 名	役職等
法律分野	梅本 義信	委員長 弁護士
経済分野	中村 良治	委員 税理士
技術分野	本田 博徳	委員 元長崎県職員
行政分野	岩本 公明	委員 元長崎県職員

3. 審議状況

①令和5年度 第1回（令和5年8月21日開催）

- ・抽出案件の審議 7件
＜審議対象入札件数（令和4年10月～令和5年3月）：122件＞
- ・質疑案件 2件

②令和5年度 臨時回（令和5年11月30日開催）

- ・臨時審議 1件

③令和5年度 第2回（令和6年1月16日開催）

- ・抽出案件の審議 7件
＜審議対象入札件数（令和5年4月～令和5年9月）：156件＞
- ・質疑案件 2件

④令和6年度 第1回（令和6年7月18日開催）

- ・抽出案件の審議 6件
＜審議対象入札件数（令和5年10月～令和6年3月）：77件＞
- ・質疑案件 3件

⑤令和 6 年度 第 2 回（令和 7 年 1 月 16 日開催）

- ・抽出案件の審議 7 件

＜審議対象入札件数（令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月）：155 件＞

- ・質疑案件 2 件

⑥令和 6 年度 第 3 回（令和 7 年 3 月 25 日開催）

- ・提言内容について

4. 主な審議内容

（1）参加業者が少ない入札又は辞退・超過が多い入札案件について

- ・令和 5 年度 第 1 回 市道南島原自転車道線整備工事 有家 3-1 工区
外 3 件

- ・令和 5 年度 第 2 回 普通河川大手川（1）外災害復旧工事
外 2 件

- ・令和 6 年度 第 1 回 日野江城跡雨水排水整備工事（本丸-1 工区）
外 2 件

- ・令和 6 年度 第 2 回 グリーンロード加津佐線舗装整備工事（内野工区）
入札参加者が少なかった入札又は辞退・超過が多かった入札について審議案件として抽出した。

各業者の受注状況を考慮した指名選定を行うこと、また、特殊工法の案件については、入札参加条件を精査し、競争性の確保に努めるよう対策を求めた。

（2）設計、積算について（応札額との乖離）

- ・令和 5 年度 第 1 回 市道陣之内下藤原線道路改良工事（A 工区）
南島原市原城跡世界遺産センター基本設計業務委託
- ・令和 5 年度 第 2 回 重要給水施設配水管布設替工事（低部 3 工区）
外 2 件

- ・令和 6 年度 第 1 回 南島原市防犯街路灯改修工事（1 工区）
市道南島原自転車道線整備工事 口之津 3-2 工区

- ・令和 6 年度 第 2 回 西有家小学校校舎トイレ改修工事 外 2 件
入札参加者の中で失格と超過の業者が存在するケースが見受けられたため説明を求めた。

厳しい現場状況の案件では応札意欲の差によるものが考えられるが、直接工事費は近似値で諸経費に差があるという事であれば、諸経費のどこに重き

を置いているのか、施工業者が必要な諸経費は何かを分析し、現場条件に沿った設計が出来ているか検証を行うことを求めた。

(3) 類似工事の設定について

- ・令和 5 年度 第 1 回 普通河川堂山川緊急浚渫工事
- ・令和 6 年度 第 1 回 市道出水路木線道路改良工事(栄原工)(舗装工)
- ・令和 6 年度 第 2 回 市道雲仙線道路改良工事 (舗装工)

類似工事の取り扱いについて、説明を求めた。

一般競争入札においては、類似工事を設定した発注が行われているが、類似工事適用で無効となった業者の結果が「無効」と表示されるのみで一般の人にはわかりにくいため、わかりやすい表示となるように求めた。

(4) 入札参加者が 1 者の場合の取扱いについて

- ・令和 5 年度 第 1 回 市道南島原自転車道線整備工事
南有馬 18 工区(有馬川下部工)
- ・令和 5 年度 第 2 回 原城跡崖面崩落防止工事 (B-5 工区)
- ・令和 6 年度 第 1 回 質疑案件①

一般競争入札において、入札参加者が 1 者のみでも可能とする取扱いについて説明を求めた。

1 者入札については応札者数の減少等を考慮すればやむを得ないと思われるが、落札率や経済性等を考えると 1 者入札については臨時的な措置とし、慎重な検討をするよう求めた。

(5) 一般競争入札における事後審査申請の未提出について

- ・令和 5 年度 第 1 回 質疑案件①
- ・令和 5 年度 第 2 回 市道南島原自転車道線整備工事 南有馬 16 工区

一般競争入札において、落札候補者に決定されたにもかかわらず、その後の資格審査申請を辞退、未提出により受注されない案件が前委員会案件に引き続き確認できたため説明を求めた。

また、前回の入札監視委員会で辞退理由を徴取するよう求めていたが、理由の徴取は行われたのか説明を求めた。

事後審査申請を提出しない場合は適切な対応となるよう求めた。

(6) 設計違算について

- ・令和 6 年度 第 1 回 有家庁舎照明器具 LED 化工事
- ・令和 6 年度 第 2 回 身延水源さく井工事

- ・令和6年度 第2回 市道南島原自転車道線整備工事
有家川橋 外1橋橋桁製作

上記3件の工事について、設計違算の状況について説明を求めた。

積算する時はシステムで処理されたものをそのまま使用するのではなく、必ず確認をすること。また、発注件数が少ない工種では積算書を見る機会が少ないため、そのような際は十分注意し、慎重な対応をするように求めた。

5. 前回提言（令和5年3月）に対する改善状況

1. 発注時期の平準化

発注、施工時期を平準化することは、年間を通じた工事量の安定による工事従事者の処遇改善や、人材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営健全化に寄与し、ひいては競争入札への積極的な参加や工事の品質確保につながるものと考ええる。このため、年度当初に公表する発注見通しに沿った計画的な発注を行い、また、余裕期間制度や繰越明許費等を活用した柔軟な工期設定が可能となるような取り組みを行うこと。

（改善状況）

計画的な発注については、おおむね発注見通しに沿った起工及び入札執行を行っているが、一部の事業では、継続事業や関連事業の進捗状況によって工事着手時期に影響がでたために、発注が遅れる事案が見受けられる。

余裕期間制度については、令和5年5月から一部の工事を対象に導入し、受注者が労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行えるよう取り組んでいる。

また、繰越明許費等の活用については、財政部局と調整を行いながら、工期が複数年にまたがる大型事業に対して債務負担行為の設定を行い、その他、やむを得ず工期が翌年度にわたる場合には、繰越明許費を活用した発注を行う等取り組んでいる。

今後は、余裕期間制度の対象工事の拡大や積算の前倒し、速やかな繰越手続き等を行い、施工時期の平準化の取り組みを推進し、円滑な施工確保を行うことで、発注者として入札の不調・不落対策に努めていく。

2. 落札候補者辞退への対応

制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者に決定されながら、参加資格申請（事後審査申請）を辞退または提出されない案件が散見される。

参加資格申請を辞退等される際には、今後の発注業務に資するため対象業者へ辞退等の理由を聴取し、原因の把握に努めること。

（改善状況）

令和5年度、令和6年度については、落札候補者に決定した後、参加資格申請（事後審査申請）を辞退された事案が1件しかなく、前年度と比較し、大幅に減少しております。

辞退理由については、辞退届の提出と合わせて聞き取りを行っておりますが、制限付一般競争入札は、同日に執行する入札結果によって、手持ち工事や技術者の配置等を考慮し参加資格申請を辞退されるケースが多く見受けられます。

今後も、辞退理由の解明を行い、応札しやすい条件設定を行うことで、辞退数の減少に努めていく。

6. 提 言（優先順位順）

1. 災害復旧工事の入札方式の検討について

災害復旧工事については、その年の豪雨発生状況により件数に大きく差が生じるが、令和 3 年度のように多数発生した場合は、不調不落が多く発生している状況である。災害復旧工事については、指名競争入札で実施しているが、発注案件が多くなればなるほど、適格業者の選定は困難となってくる。

そのため、災害復旧工事については、指名競争入札だけではなく、他の入札方式も検討し、早期契約、早期復旧できるように努めること。

2. 特殊工事（法面処理工事）の参加条件、発注時期の検討

特殊工事について、特に、法面処理工事は、近年、入札参加者が少数になっており、競争性の阻害、高落札率での落札につながる可能性があるため、入札参加条件の緩和について、検討を行うこと。ただし、入札参加条件の緩和が、工事の粗雑要因になりえることも含め、総合的に検討、判断していくこと。

令和 7 年 3 月 25 日

南島原市入札監視委員会

委員長 梅 本 義 信

委 員 中 村 良 治

委 員 本 田 博 徳

委 員 岩 本 公 明